第3節 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過できない問題である。国連海洋法条約においては、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するとされており、新防衛大綱においても海賊への対応を積極的に推進するとしている。

1 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処するが、海上保安庁では対処できないまたは著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾の海域においては、人質の抑留による身代金の獲得などを目的として、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊による事案が継続して生起している。ソマリア沖・アデン湾の海賊はわが国を含む国際社会への脅威であり、国際社会と協力して対応すべき課題である。

参照 図表Ⅲ-3-3-1（ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況（東南アジア発生件数との比較））

図表Ⅲ-3-3-1 ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況(東南アジア発生件数との比較)

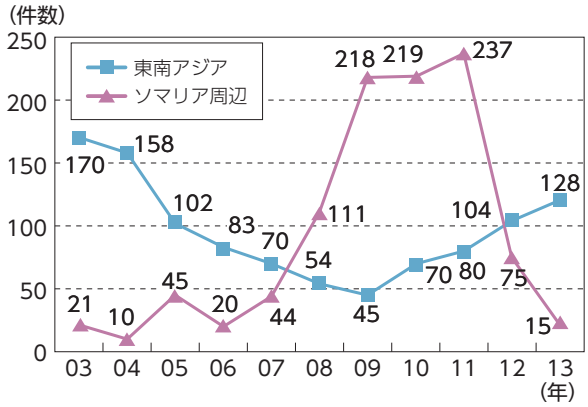

(注) 1 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。
2 14(平成26)年のソマリア沖・アデン湾の海賊等事案は、4月下旬現在で9件

08（平成20）年6月に採択された国連安保理決議第1816号をはじめとする累次の決議[1]において、各国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑止するための行動をとるよう要請されており、特に軍艦および軍用機を派遣することを要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。また、欧州連合（EU）は同年12月、海賊対処のための作戦（アタランタ作戦）の開始を決定して、国連世界食糧計画（WFP）の物資を輸送する船舶の護衛や同海域の警戒などを行っており、NATOも、09（同21）年8月から、NATOとしての海賊対処作戦（オーシャンシールド作戦）を行っている。

各国は、現在も引き続きソマリア沖・アデン湾の海賊に対して重大な関心を持って対応している。

1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号、1851号（以上08（平成20）年採択）、決議第1897号（09（同21）年採択）、決議第1918号、1950号（以上10（同22）年採択）、決議第1976号および2020号（以上11（同23）年採択）、決議第2077号（12（同24）年採択）、決議第2125号（13（同25）年採択） がある。

3 わが国の取組

① 海賊対処行動のための法整備

09（平成21）年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、自衛隊法第82条の規定により、閣議決定に基づく内閣総理大臣の承認を経て、防衛大臣が海上警備行動を発令した。この命令を受け、護衛艦2隻がわが国を出発し、同月からわが国関係船舶の護衛を行った。また、広大な海域における海賊対処をより効果的に行うため、同年5月、P-3C哨戒機を派遣する命令も発出し、同年6月よりアデン湾において警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」（海賊対処法）が、同年7月から施行された。本法律により、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となり、また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が13（同25）年11月30日から施行され、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備を行うことができることとなった。

参照 資料21（自衛隊の主な行動）、資料22（武力行使および武器使用に関する規定）、57（海賊対処法）

派遣海賊対処行動航空部隊出国行事（八戸）において見送りを行う武田防衛副大臣

② 自衛隊の活動

（1）第151連合任務部隊（CTF151）への参加

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、近年大幅に減少したものの、海賊を生み出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困などは解決していない。また、ソマリア自身の海賊取り締まり能力はいまだ不十分であることに加え、海賊行為を行う犯罪組織が壊滅していない現状を踏まえれば、依然としてソマリア沖・アデン湾の状況は予断を許さず、国際社会がこれまでの取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがある。また、一般社団法人日本船主協会などからも引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。このように、わが国が海賊対処を行っていかなければならない状況に大きな変化はない。

また、近年、海賊発生海域がオマーン沖やアラビア海まで拡散してきたことにより、特定の海域の警戒監視（ゾーンディフェンス）を実施しているCTF151[2]（Combined Task Force）などの活動範囲が広がる傾向にあり、時期によってはアデン湾における諸外国の配備艦艇が減少することがあった。さらに、水上部隊が行う直接護衛（船団の前後を守り船舶を護衛する方式）の1回当たりの護衛隻数が徐々に減少していた。これらの状況を踏まえ、13（同25）年7月、海賊対処を行う諸外国の部隊と協調して、より柔軟かつ効果的な運用を行うため、これまでの直接護衛に加え、CTF151に参加してゾーンディフェンスを実施することを決定した。これを受け、水上部隊は、同年12月からゾーンディフェンスを開始している。

また、14（同26）年2月からは、航空隊もCTF151に参加している。この参加により、各国の航空部隊の運用方針や海賊対処に資する情勢分析など、これまで接することができなかった情報を入手することが可能となった。また、これにより、海賊事案が発生する可能性の高い区域も必要に応じ飛行するなど、柔軟に警戒監視を実施することが可能となり、海賊対処を行う各国の部隊との連携が強化されることとなった。

2 バーレーンに本部を置く連合海上部隊（CMF）が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09（平成21）年1月に設置を発表した。（Combined Maritime Force）

VOICE 多国籍連合任務部隊（CTF151）への参加

海自第４護衛隊（広島県　呉市）
第４護衛隊司令　１等海佐　田尻（たじり）　裕昭（ひろあき）

第17次の海賊対処行動水上部隊として、13（平成25）年12月に任務を引き継ぎ、14（平成26）年４月まで活動しました。当隊から、従来の護衛任務に加え、第151連合任務部隊（CTF151）に参加して活動しています。

CTF151は、海賊対処を任務とする米国を中心とした多国籍の枠組みであり、参加国の部隊は、CTF151司令部との調整のもと、自国の法令に基づき、特定の海域の警戒監視（ゾーンディフェンス）にあたっています。

14（同26）年１月には、海賊に襲撃を受けた船舶からの通報を受け、護衛艦「さみだれ」搭載航空機が捜索を行い、不審な船舶を発見・追尾しました。以後P-3C哨戒機、EU部隊所属のフランス海軍艦艇へと引き継ぎ、この船舶が海賊に乗っ取られたインド船籍の船舶であると判明し、乗員は無事解放され海賊は拘束されました。これは、各国の海賊対処部隊との情報共有および連携が効果的に機能した結果であり、また隊員一人ひとりが、与えられた任務に対し優れたプロフェッショナリズムを発揮した成果です。

また、同月には、CTF151の指揮官であるデンマーク海軍のヤンセン准将が当隊を訪問され、効果的な海賊対処行動を行うための情報共有や協力の推進について、有意義な意見交換を行うことができました。

今日も日本を遠く離れ、気温が50度を超え、湿度が100%に近い日も多い過酷な環境の中で、海上交通の安全を維持し、わが国の安定と発展のため、また国際社会の平和と安定に寄与するために、海賊対処行動に従事しました。

CTF151指揮官デンマーク海軍ヤンセン准将（前列中央）と筆者（前列左から２人目）

さらに、同年７月には、自衛隊からCTF151司令官と同司令部要員を派遣する方針を決定した[3]。自衛官がCTF151司令官や同司令部要員を務めることで、CTF151に参加する部隊をはじめとする各国部隊との間における連携要領などを実践することや、ソマリア沖・アデン湾における諸外国の海賊対処活動にかかる情報をより広範に獲得することが可能となる。これにより、海賊対処を行う各国部隊との連携の強化を通じて自衛隊の海賊対処行動の実効性が向上することとなる。

(2) 活動実績

現在、２隻の護衛艦が派遣されており、基本的に１隻がアデン湾を往復しながら直接護衛を行い、もう１隻がアデン湾内の特定の海域でゾーンディフェンスを行っている。

直接護衛では、まずアデン湾の東西に一か所ずつ定められた地点に、護衛艦と護衛対象の民間船舶が集合する。アデン湾を護衛船団が航行する際には、船団を護衛艦が守るとともに、護衛艦に搭載された哨戒ヘリコプターも上空から船団の周囲を監視している。このように昼夜を問わず船団の安全確保に万全を期しつつ、アデン湾約900kmを２日ほどかけて通過していく。また、護衛艦には８名の海上保安官が同乗[4]し、必要に応じて司法警察活動ができるよう、自衛隊は海上保安庁と協力して活動している。

なお、風浪が小さく海賊の活動海域が拡大する非モン

3　派遣の時期などについては、今後、連合海上部隊（CMF）などと調整を行ったうえで決定することとなる。
4　必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

図表Ⅲ-3-3-2 自衛隊による海賊対処のための活動

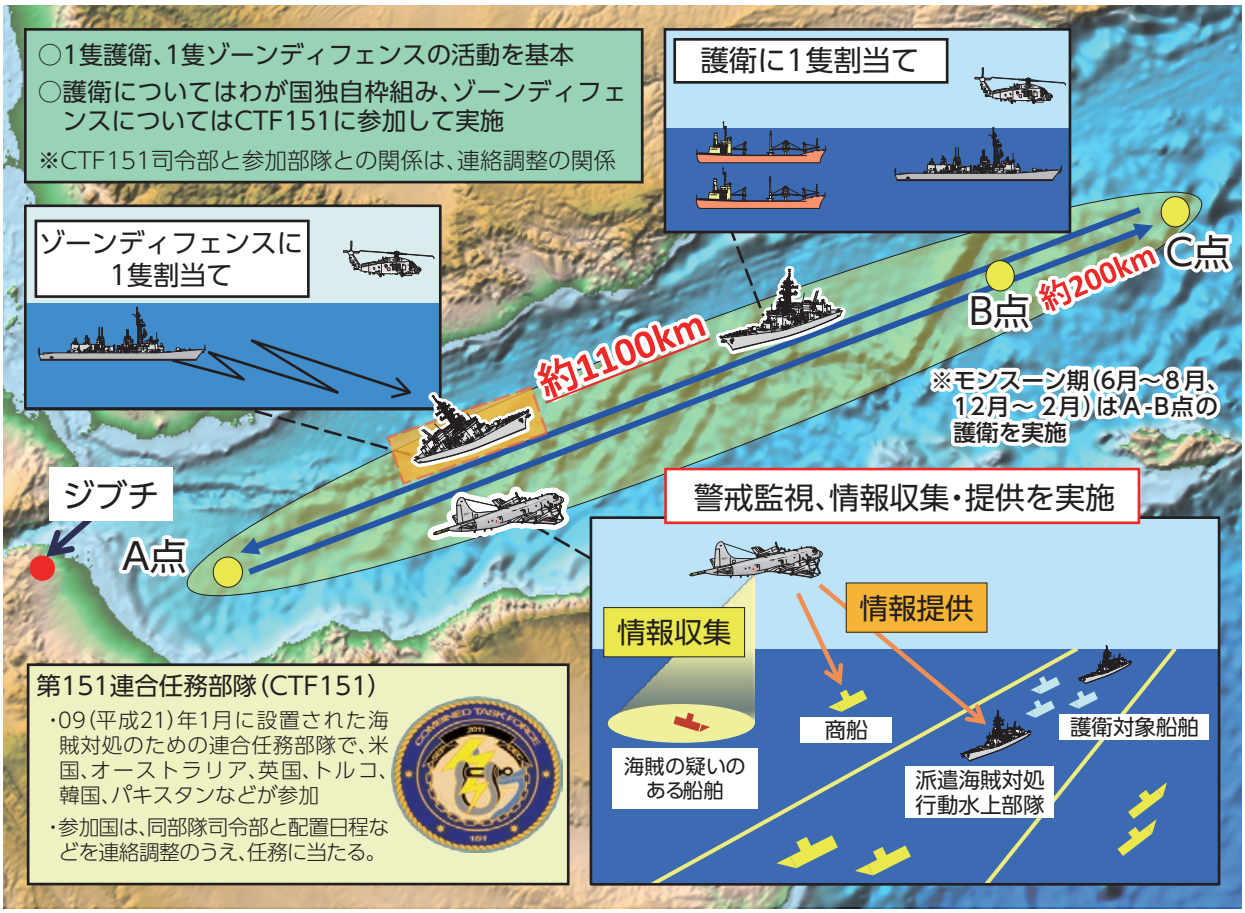

スーン期（3月～5月、9月～11月）は、護衛航路を東方へ約200km延長して護衛活動を行っている。

一方、ゾーンディフェンスでは、CTF151司令部との調整に基づき護衛艦が担当する海域が割り振られ、護衛艦がその海域の中にとどまって警戒監視を行うことで、わが国を含む各国船舶の安全を高めることに貢献している。

なお、14（同26）年6月30日現在で3,492隻の船舶が、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。わが国の経済のみならず、世界経済にとっての大動脈たる本海域において、自衛隊の行う護衛活動が生み出した安心感は大きい。

参照 図表Ⅲ-3-3-2（自衛隊による海賊対処のための活動）

ジブチ共和国に活動拠点を置くP-3C哨戒機も、優れた航続力を発揮して、広大なアデン湾の警戒監視を行っている。飛行区域は、CTF151司令部との調整により決定されている。ジブチを飛び立ったP-3C哨戒機は、アデン湾を航行する無数の船舶の中に不審な船舶がいないか確認を行っている。同時に、護衛活動に従事する護衛艦、他国の艦艇および周囲を航行する民間船舶に対して情報提供を行い、求めがあればただちに周囲が安全かどうかを確認するなどの対応をとっている。2機のP-3C哨戒機を派遣している自衛隊は、同様に哨戒機を派遣している各国と協調しつつ、アデン湾において警戒監視を行っており、この活動は、同海域における警戒監視の約6割を占めている。

民間船舶の護衛を行う護衛艦「ありあけ」

図表Ⅲ-3-3-3 派遣部隊の編成

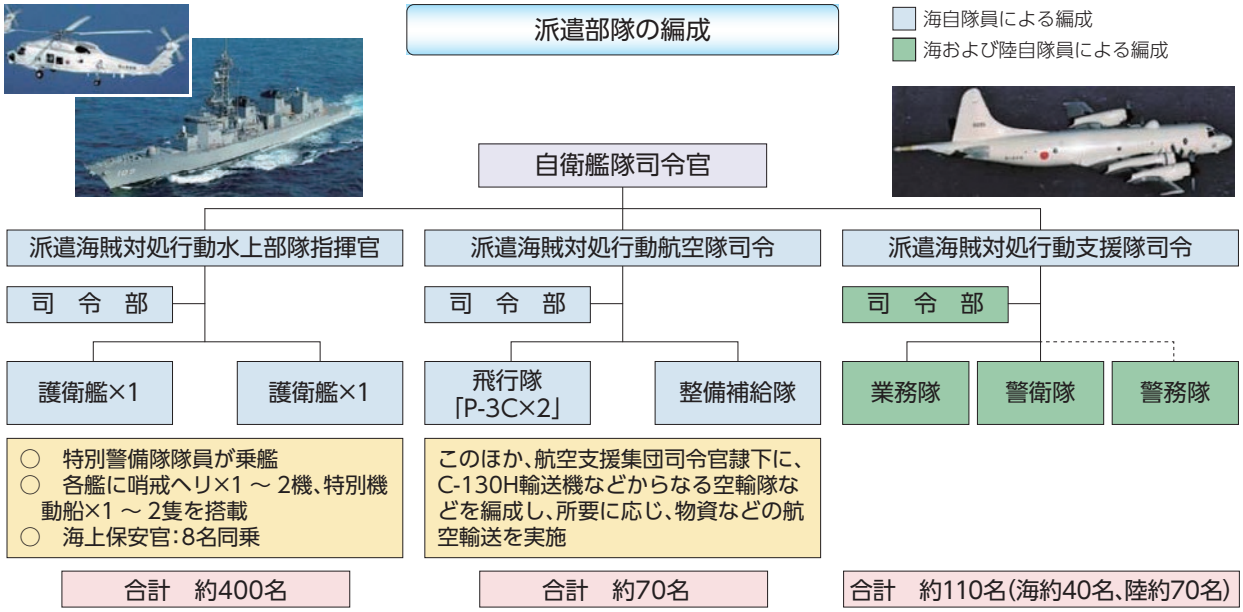

※　上記の部隊のほか、CTF151司令官・司令部要員をつとめる自衛官(20名以内)からなる部隊を編成する

自衛隊のP-3C哨戒機が収集した情報は、常時CTF151や関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

09（同21）年6月に任務を開始して以来、14（同26）年6月30日現在で飛行回数は1,140回を数え、のべ飛行時間は約8,820時間に及んでいる。識別作業を行った船舶は約92,700隻であり、周囲を航行する船舶や、海賊対処に取り組む諸外国に情報の提供を行った回数は約9,620回となっている。

また、防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ国際空港北西地区に活動拠点を整備し、11（同23）年6月から運用している。

さらに、自衛隊が海賊対処行動を行うために必要な業務を行う派遣海賊対処行動支援隊は、海上自衛官と陸上自衛官により編成されており、陸上自衛官はジブチ共和国の活動拠点におけるP-3C哨戒機やその他の装備品の警備を行っているほか、同隊の司令部要員などとしても活動している。このほか、空自も、本活動を支援するため、C-130H輸送機やKC-767空中給油・輸送機からなる空輸隊を編成し、輸送任務を行っている。

参照 図表Ⅲ-3-3-3（派遣部隊の編成）

ジブチの海賊対処行動部隊の隊員と懇談する小野寺防衛大臣

4 わが国の取組への評価

わが国自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。寄せられたメッセージの数は、1次隊から17次隊まで合計2,700通にも上っている。